

## 群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

平成 16. 4. 1 制 定

改正 平成 16.11.18 平成 17. 6.10

平成 18. 4. 1 平成 20.10. 1

平成 25. 4. 1 平成 26. 4. 1

平成 30. 4. 1 令和 2. 4. 1

令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第 65 条及び群馬大学大学院学則第 45 条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）における入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予（以下「授業料の免除等」という。）に関し必要な事項を定める。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）に基づく入学料及び授業料の減免については、同法その他関係法令の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「学部等」とは、本学の各学部、大学院の各研究科、学府及び各学環並びに特別支援教育特別専攻科のことをいう。

2 この規程において「大学院等」とは、本学大学院の各研究科、学府及び各学環並びに特別支援教育特別専攻科のことをいう。

3 この規程において「入学する者」とは、科目等履修生、研究生及び聴講生等を除く者をいう。

4 この規程において「生計維持者」とは、学部等学生の学資や生活費を主として負担している者をいう。

5 この規程において「機構」とは、独立行政法人日本学生支援機構のことをいう。

(入学料免除の対象)

第3条 学部の入学料免除の対象は、本学の学部に入学者であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情によって入学料の納入が著しく困難であると認められるものとする。

(1) 機構給付型奨学金支給対象者として認定を受けた者

(2) 入学前年の 1 月以降において、本学の学部に入学者の生計維持者が死亡し、又は本学の学部に入学者若しくはその者の生計維持者が風水害等の災害を受けた場合

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

第4条 大学院等の入学料免除の対象は、本学の大学院等に入学者であって経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者とする。

2 前項に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められる者は、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前年の 1 月以降において、本学の大学院等に入学者の生計維持者が死亡し、又は本学の大学院等に入学者若しくはその者の生計維持者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

(入学料免除の額)

第5条 入学料免除の額は、原則として、入学料の全額、半額、3分の2の額、3分の1の額又は4分

の1の額とする。

(入学料の徴収猶予の対象)

第6条 入学料の徴収猶予の対象は、本学の学部等に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情があるものとする。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前年の1月以降において、本学の学部等に入学する者の生計維持者が死亡し、又は本学の学部等に入学する者若しくはその者の生計維持者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる場合
- (3) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合

2 第3条及び第4条により入学料の免除を申請し、入学料免除を不許可とされた者又は半額、3分の2の額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、免除の判定結果を告知された日から起算して14日以内に入学料の徴収猶予を申請できる。

(入学料の徴収猶予期間)

第7条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予の判定期間中徴収を猶予する。

2 入学料の徴収猶予を許可された者の入学料の徴収猶予期間は、学年の始めに入学する者については、当該入学年度の9月30日まで、学期の区分に従い、学年の途中から入学する者については、当該入学年度の3月10日までとする。

(免除の不許可者等の納入期限)

第8条 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額、3分の2の額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者(第6条第2項により徴収猶予を申請した者を除く。)は、免除又は徴収猶予の不許可又は半額、3分の2の額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除の許可の判定結果を告知された日から起算して14日以内に納入すべき入学料を納入しなければならない。

(除籍による入学料免除)

第9条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次の各号のいずれかに該当するときは、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額、3分の2の額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納入すべき入学料を所定の期日までに納入しないことを理由として除籍された場合
- (2) 第7条及び第8条に規定する入学料の徴収猶予期間中又は納入期限内に死亡した場合又は長期間にわたる行方不明により除籍された場合

(授業料免除の対象)

第10条 授業料免除は、学部等の学生を対象とし、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 機構給付型奨学金支給対象者として認定を受けた者
- (2) 機構授業料後払い制度を利用する者
- (3) 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(4) 授業料を納付すべき期の直前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前年の1月以降)において、本学の学部等学生の生計維持者が死亡し、又は本学の学部等学生若しくはその者の生計維持者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる場合

(5) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合  
(授業料免除の額)

第11条 授業料免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額、半額、3分の2の額、3分の1の額又は4分の1の額とする。ただし、第10条第2号に定める者の授業料免除の額は、免除結果にかかわらず授業料の年額とする。

(授業料の徴収猶予の対象)

第12条 授業料の徴収猶予の対象は、本学の学部等学生であって次の各号のいずれかに該当する特別な事情がある者とする。

(1) 経済的理由によって納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 授業料を納付すべき期の直前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の徴収猶予に係る場合は、入学前年の1月以降)において、本学の学部等学生若しくはその者の生計維持者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が困難と認められる場合

(3) 行方不明の場合

(4) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合  
(授業料の徴収猶予期間)

第13条 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については9月30日、後期分については3月10日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、前期分についても3月10日まで延長することができる。

2 特別な事情がある場合は、月割分納を許可することができる。この場合月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

(休学による授業料免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

(1) 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第3条第2項に定める授業料徴収月の末日までに休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月 (休学の開始が月の初日の場合は休学当月) から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(2) 前号に規定する学生で、引き続き休学を許可された者又は休学を命ぜられた者

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(除籍による授業料免除)

第 15 条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の授業料の全額を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 長期間にわたる行方不明により除籍された場合  
(寄宿料免除の対象)

第 16 条 寄宿料免除の対象は、本学の学部等学生であって学部等学生又は生計維持者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納入が著しく困難と認められるものとする。

(寄宿料の免除額)

第 17 条 寄宿料の免除額は、災害当月の翌月から起算して 6 月間の範囲内において学長が必要と認める期間の寄宿料の全額とする。

(除籍による寄宿料免除)

第 18 条 学部等学生が次の各号のいずれかに該当するときは、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 長期間にわたる行方不明により除籍された場合  
(授業料の免除等の申請手続)

第 19 条 授業料の免除等の許可を得ようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、本学の学部等学生が行方不明であるときは、学生に代わる者)は、申請書にそれぞれ別表第 1 から別表第 5 に定める区分に応じた提出書類を添えて、本学が定める日までに学長に提出しなければならない。

(授業料の免除等の選考及び許可等)

第 20 条 授業料の免除等の許可は、学生支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。なお、授業料の免除等の許可は当該限りとする。

- 2 授業料の免除等を申請した者に係る入学料、授業料又は寄宿料は、免除又は徴収猶予の選考期間中徴収を猶予する。
- 3 免除を不許可とされた者又は授業料の半額、3分の2の額、3分の1の額又は4分の1の額の免除許可をされた者は、本学が定める日までに納入すべき授業料を納入しなければならない。ただし、第 10 条第 2 号に定める者はこの限りではない。

(許可の取消し)

第 21 条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、委員会の議に基づきその許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき
  - (2) 授業料の免除等の許可を不正の方法で受けたことが判明したとき
  - (3) 群馬大学学生の懲戒等に関する規則に基づく懲戒処分を受けたとき
  - (4) その他許可の取消しを認めるに足る相当な理由があると認められるとき
- 2 前項の規定により、許可を取り消された者は、直ちに未納の入学料、授業料又は寄宿料を納入しなければならない。ただし、第 11 条第 2 号に定める者は、その支援が停止又は廃止となった場合であ

っても、本学の学籍を失うまで納入すべき授業料の全額を免除する。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第19条関係)

免除対象	提出書類	提出期限
第3条又は第4条に該当する者	(1)入学料免除申請書(様式1) (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等  ※機構給付型奨学金申請者は機構の申請要領による提出書類とする。	入学手続日

別表2 (第19条関係)

徴収猶予対象	提出書類	提出期限
第6条第1項に該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書(様式2) (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等	入学手続日
第6条第2項に該当する者	(1)入学料徴収猶予申請書(様式2)  (注)上欄(2)～(4)については省略することができる。	判定結果を告知された日から起算して14日以内

別表3 (第19条関係)

免除対象	提出書類	提出期限
第10条に該当する者	機構給付型奨学金申請者以外の者 (1)授業料免除申請書(様式3) (2)家庭調書 (3)学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (4)その他参考となる証明書等  ※機構給付型奨学金申請者は機構の申請要領による提出書類とする。	入学手続日又は前期及び後期の授業料納入期限

別表4 (第19条関係)

免除対象	提出書類	提出期限
第12条に該当する者	(1) 授業料徴収猶予申請書(様式4) (2) 授業料月割分納申請書(様式5) (3) 家庭調書 (4) 学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (5) その他参考となる証明書等	前期及び後期の授業料納入期限

別表5 (第19条関係)

免除対象	提出書類	提出期限
第16条に該当する者	(1) 寄宿料免除申請書(様式6) (2) 学部等学生又はその生計維持者居住地の市区町村長交付の罹災証明書 (3) 学部等学生及び同一生計者の市区町村長の発行する所得課税証明書 (4) その他参考となる証明書等	罹災した日から30日以内

(様式1)

入 学 料 免 除 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部 学科・類  
研究科・学府・学環・専攻科 ※ 1. 修士課程（博士前期課程）  
2. 博士課程（博士後期課程）  
3. 専門職学位課程  
4. 特別支援教育特別専攻科

受験（学籍）番号 番

本人氏名

（本人が署名すること）

保証人氏名

（本人との続柄 ）

（保証人が署名すること）

保証人住所

\*外国人留学生在が申請する場合の保証人署名は不要

年度入学料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[生計維持者が無職（失業中）の場合：生活費の出所]

(備考) ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式2)

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部  
研究科・学府・学環・専攻科 ※ 1. 修士課程 (博士前期課程)  
2. 博士課程 (博士後期課程)  
3. 専門職学位課程  
4. 特別支援教育特別専攻科  
学科・類

受験 (学籍) 番号 番

本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保証人住所

\*外国人留学生在が申請する場合の保証人署名は不要

年度入学料の徴収猶予を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

---

[入学料納入期日] 年 月 日までに納入します。

---

(備考)

1. ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。
2. 入学料免除を不許可とされた者又は半額免除、2/3の額免除、1/3の額免除若しくは1/4額の免除を許可された者は、関係書類を省略することができる。

(様式3)

授 業 料 免 除 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部

学科・類

研究科・学府・学環・専攻科 ※1. 修士課程（博士前期課程）

2. 博士課程（博士後期課程）

3. 専門職学位課程

4. 特別支援教育特別専攻科

入学年月 年 月 ※1. 入 学 2. 編 入 学

在籍学年 年次 (学籍番号 番)

本人氏名

(本人が署名すること)

保証人氏名 (本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保証人住所

\*外国人留学生が申請する場合の保証人署名は不要

年度 期分授業料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

[生計維持者が無職（失業中）の場合：生活費の出所]

休 学 歴	期間	～	理由	※1. 病気 2. 留学 3. その他( )
	期間	～	理由	※1. 病気 2. 留学 3. その他( )

(備考) ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式4)

授 業 料 徴 収 猶 予 申 請 書

年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

学 部 学科・類  
研究科・学府・学環・専攻科 ※ 1. 修士課程 (博士前期課程)  
2. 博士課程 (博士後期課程)  
3. 専門職学位課程  
4. 特別支援教育特別専攻科

学 籍 番 号 番

本 人 氏 名

(本人が署名すること)

保 証 人 氏 名

(本人との続柄 )

(保証人が署名すること)

保 証 人 住 所

\*外国人留学生在が申請する場合の保証人署名は不要

年度 期分授業料の徴収猶予を、下記のとおり申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

期分納入期日 月 日まで

(備考)

1. 前期分は9月30日、後期分は3月10日までとし、特別の事情があるときは前期分についても3月10日までの期日を定めて記入すること。
2. ※の個所は該当する事項の数字を○で囲むこと。

(様式5)

授業料月割分納申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

学 部 年度入学  
研究科・学府・学環 学籍番号 番  
専攻科 本人氏名 (自署)  
保証人氏名 (自署)

年度 期授業料の月割分納を、下記のとおり申請いたします。

記

理由

前期	第1回	月	日まで	第4回	月	日まで
後期	第2回	月	日まで	第5回	月	日まで
	第3回	月	日まで	第6回	月	日まで

(備考)

月割分納の最終期は、前期は9月30日まで、後期は3月30日までとすること。

(様式6)

寄宿料免除申請書

年 月 日

群馬大学長 殿

学 部                    年度入学  
研究科・学府・学環 学籍番号                    番  
専攻科 本人氏名 (自署)  
保証人氏名 (自署)

年 月分から            年 月分まで寄宿料の免除を、下記のとおり別紙証明書を添えて申請いたします。

記

理由